平成２５年度　熊本市公共交通協議会臨時会

日時：平成２５年８月１６日（金）14：00～
場所：桜の馬場　城彩苑２階　多目的交流施設

会　議　次　第

１　開会

２　会長挨拶

３　議事及び報告

（１）交通事業者における IC カード導入検討状況について

（２）交通局における市電 IC カード導入の事業者公募状況について

４　閉会

配布資料

会議次第、配席図、委員名簿
資料１：市電 IC カード導入の事業者公募状況
資料２：バス事業者収支状況
参考資料１：市電 IC ｶｰﾄﾞｼｽﾃﾑ導入業務再公告資料一式
参考資料２：熊本交通系 IC カード検討経緯（前々回資料）
参考資料３：市民アンケート結果（前々回資料）
参考資料４：相互利用型と地域振興型の概算コスト比較（前回資料）
参考資料５：ＩＣカード導入に関する新聞記事

資料１

市電 IC カード導入の事業者公募状況

１．公募業務名

熊本市電 IC カードシステム導入業務

２．公募方法

公募型プロポーザル方式

３．公告日（公募開始日）

７月３１日　　※参加表明締切日　８月１３日

４．参加資格者

全国相互利用可能な交通系 IC カード発行事業者

５．参加表明事業者

１者　　※再公告期間中につき事業者名は非公表

６．再公告

（１）再公告日

８月１４日

（２）再公告に係る留意点

広く事業者に参加していただくため、以下の主な点について、公告に説明及び解説を加え、再公告を実施中。

①要求仕様書には交通局が要求する基本仕様やデータ等を示しているが、それと同等若しくは代替する機能の提案を妨げるものではないこと。

②審査基準について、参考資料として解説を加えたこと。

③事業者選定にあたっては、平成２５年度業務だけでなく、平成２６年度以降の事業展開に関する提案を含め評価するものであること。

７．今後の主なスケジュール

（１）参加表明締切日　　８月２３日

（２）企画提案書等提出期限　　８月２９日

（３）企画提案書等ヒアリング　９月　４日（予定）

（４）審査結果通知日　　９月１３日（予定）　※契約候補者決定

８．参加資格があると認められた者が１者である場合の措置

１者であっても公募型プロポーザル方式の手続きを実施し、審査点数の平均点が満点の２／３以上の得点がなければ契約候補者として認めない。

資料2

熊本県バス事業者平成22～24年度の収支状況

（単位：千円）

		九州産交バス（※1）			産交バス			熊本電鉄			熊本バス			都市バス			熊本市交通局	
		H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23	H24	H22	H23
収入	運送収入	2,543,817 (260,995)	2,635,850 (291,175)	2,502,135 (291,886)	974,344	931,180	893,859	1,041,268	1,045,897	1,023,543	622,118	638,589	615,171	279,125	519,932	832,242	1,032,456	842,119
	運送雑収入	54,258 (5,543)	71,930 (7,948)	76,811 (8,965)	26,277	27,430	29,417	31,622	31,051	14,095	11,550	10,833	10,768	8,517	14,251	20,821	40,569	27,007
	営業収益	2,598,075 (266,538)	2,707,780 (299,123)	2,578,946 (300,851)	1,000,621	958,610	923,276	1,072,890	1,076,948	1,037,638	633,668	649,422	625,939	287,642	534,183	853,063	1,073,025	869,126
	営業外収益	125,471 (12,869)	129,881 (14,548)	130,632 (15,094)	9,478	7,541	5,771	4,889	5,067	5,956	4,896	5,894	4,614	29,283	57,836	17,167	17,356	24,622
	経常収益	**2,723,546 (279,407)**	**2,837,661 (313,671)**	**2,709,578 (315,945)**	**1,010,099**	**966,151**	**929,047**	**1,077,779**	**1,082,015**	**1,043,594**	**638,564**	**655,316**	**630,553**	**316,925**	**592,019**	**870,230**	**1,090,381**	**893,748**
	補助金	**314,886 (0)**	**295,720 (0)**	**240,750 (0)**	**1,594,119**	**1,619,089**	**1,681,193**	**37,582**	**48,398**	**42,749**	**216,371**	**226,460**	**213,103**	**229,782**	**211,758**	**309,905**	**1,046,565**	**805,800**
	補助金含む収入	**3,038,432 (279,407)**	**3,133,381 (313,671)**	**2,950,328 (315,945)**	**2,604,218**	**2,585,240**	**2,610,240**	**1,115,361**	**1,130,413**	**1,086,343**	**854,935**	**881,776**	**843,656**	**546,707**	**803,777**	**1,180,135**	**2,136,946**	**1,699,548**
原価	運送費用	2,966,684 (202,108)	3,094,561 (236,053)	2,990,445 (241,563)	2,554,176	2,545,618	2,549,454	1,003,461	1,020,037	977,712	770,010	771,701	745,499	516,764	813,118	1,156,291	1,767,063	1,300,569
	一般管理費	2,282 (149)	2,429 (180)	2,337 (177)	75,079	63,987	70,501	102,982	107,211	101,984	64,686	65,534	79,918	30,022	30,520	30,730	99,259	76,819
	営業費用	2,968,966 (202,257)	3,096,990 (236,233)	2,992,782 (241,740)	2,629,255	2,609,605	2,619,955	1,106,443	1,127,248	1,079,696	834,696	837,235	825,417	546,786	843,638	1,187,021	1,866,322	1,377,388
	営業外費用	30,374 (2,200)	37,596 (2,787)	19,852 (1,890)	18,356	25,624	32,531	14,933	13,746	13,300	17,957	16,562	18,398	1	0	0	16,404	8,082
	経常費用	**2,999,340 (204,457)**	**3,134,586 (239,020)**	**3,012,634 (243,630)**	**2,647,611**	**2,635,229**	**2,652,486**	**1,121,376**	**1,140,994**	**1,092,996**	**852,653**	**853,797**	**843,815**	**546,787**	**843,638**	**1,187,021**	**1,882,726**	**1,385,470**
収支	**補助金含まない**	**△275,794 (74,950)**	**△296,925 (74,651)**	**△303,056 (72,315)**	**△ 1,637,512**	**△ 1,669,078**	**△ 1,723,439**	**△ 43,597**	**△ 58,979**	**△ 49,402**	**△ 214,089**	**△ 198,481**	**△ 213,262**	**△ 229,862**	**△ 251,619**	**△ 316,791**	**△ 792,345**	**△ 491,722**
収支率	**補助金含まない**	**90.8% (136.7%)**	**90.5% (213.9%)**	**89.9% (222.2%)**	**38.2%**	**36.7%**	**35.0%**	**96.1%**	**94.8%**	**95.5%**	**74.9%**	**76.8%**	**74.7%**	**58.0%**	**70.2%**	**73.3%**	**57.9%**	**64.5%**
収支	**補助金含む**	**39,092 (74,950)**	**△1,205 (74,651)**	**△62,306 (72,315)**	**△ 43,393**	**△ 49,989**	**△ 42,246**	**△ 6,015**	**△ 10,581**	**△ 6,653**	**2,282**	**27,979**	**△ 159**	**△ 80**	**△ 39,861**	**△ 6,886**	**254,220**	**314,078**
収支率	**補助金含む**	**101.3% (136.7%)**	**100.0% (213.9%)**	**97.9% (222.2%)**	**98.4%**	**98.1%**	**98.4%**	**99.5%**	**99.1%**	**99.4%**	**100.3%**	**103.3%**	**100.0%**	**100.0%**	**95.3%**	**99.4%**	**113.5%**	**122.7%**

※1　九州産交バスの収支には、①空港リムジンバス②熊本港シャトルバスを含む。（）の数字はその実績値を表す。

参照資料：乗合バス要素別原価報告書

※2　熊本市交通局の平成24年度実績値については、市議会での決算承認前であるため記載していない。

交通局契約公告第２１号
平成２５年８月１４日

平成２５年７月３１日付け交通局契約公告２０号で公告した熊本市電ＩＣカードシステム導入業務については、参加資格があると認められた応募者が１者であったので、再度公告する。

なお、熊本市交通局の要求仕様や基本的データ等を示しているが、それと同等若しくは代替する機能の提案を妨げるものではない。また、１０(2)に掲げる別紙１の審査基準をわかりやすく解説した参考資料を添付した。

業者選定にあたっては、今回の契約対象である平成２５年度事業だけでなく、平成２６年度以降の事業展開に関する提案も含め評価するものである。

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）の適用を受ける調達契約に係る公募型プロポーザル方式の手続きを実施する。ついては、次のとおり企画提案書の提出を募集する。

熊本市交通事業管理者　中　山　弘　一

１　業務概要（平成２５年度業務）

(1)　業務名　　熊本市電ＩＣカードシステム導入業務
(2)　履行場所　熊本市中央区大江五丁目１番４０号
(3)　業務内容　熊本市電ＩＣカードシステム導入業務　一式
(4)　履行期間　契約日から平成２６年３月３１日まで
(5)　参考業務規模　総額　１３２，８６１千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※　この金額には、定期券システムの稼動経費（平成２６年度末までに稼動予定）や今後、民間バス事業者が設置予定である（仮称）地域振興ＩＣカード（以下「地域カード」という。）との相互利用に係る費用は含まれていない。

※　この金額は、契約額や許容価格を示すものではない。

２　担当部局

〒８６２－０９７１　熊本市中央区大江五丁目１番４０号
熊本市交通局電車課（３階）
電話０９６－３６１－５２４１　ＦＡＸ０９６－３６１－５２５８
電子メールアドレス　koutsudensha@city.kumamoto.lg.jp

３　参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1)　熊本市交通局物品売買（修理）契約参加者に関する要綱（平成１８年１１月１日制定）第５条の参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、３(8)に掲げる事業者で、５(2)イに規定する参加表明書等の提出期限までに交通局へ物品競争入札（見積）参加資格審査申請書類を提出したものを除く。

（物品競争入札（見積）参加資格申請方法については、熊本市交通局ホームページを参照のこと。）

(2)　地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

(4)　熊本市交通局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年１１月１日制定）第３条第１号の規定に該当しないこと。

(5)　熊本市交通事業管理者（以下「管理者」という。）から熊本市交通局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成２２年４月１日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(6)　消費税及び地方消費税並びに交通局と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。

(7)　業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。

(8)　全国相互利用可能な交通系ＩＣカードの発行事業者であること。

４　実施要領等の交付方法

熊本市電ＩＣカードシステム導入に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「プロポーザル実施要領」という。）及び熊本市電ＩＣカードシステム導入業務要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）の交付方法は、次によるものとする。

(1)　交付方法及び場所

プロポーザル実施要領及び要求仕様書は、熊本市交通局ホームページへの掲載又は２の担当部局での配付の方法により交付するものとする。郵送又は電送による交付は行わない。

(2)　交付期間

平成２５年８月１４日（水）から平成２５年８月２３日（金）までとする。ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）

を除く。

(3)　交付時間

熊本市交通局ホームページにおいては、その運用時間内とし、２の担当部局での配付においては、午前９時から午後４時までとする。

(4)　費用

無償とする。

5　参加手続等

本件の参加希望者は、参加表明書及び参加資格審査調書その他の必要書類（以下「参加表明書等」と総称する。）を提出し、参加資格の有無について管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

(1)　提出書類・必要部数

ア　参加表明書（様式第１号）　１部

イ　参加資格審査調書（様式第２号）　１部

(2)　参加表明書等の提出方法

ア　提出方法

持参又は郵送とする。郵送する場合における郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとする。

イ　提出期限

平成２５年８月２３日（金）午後４時までとする。なお、郵送する場合は、同日までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ　受付場所及び受付時間（持参により提出する場合）

熊本市中央区大江五丁目１番４０号 熊本市交通局電車課（３階）

午前９時から午後４時までとする。ただし、休日を除く。

エ　送付先（郵送する場合）

〒８６２－０９７１　熊本市中央区大江五丁目１番４０号

熊本市交通事業管理者（熊本市交通局電車課）あて

なお、封筒に「熊本市電ＩＣカードシステム導入業務参加表明書等在中」の旨を明記すること。

(3)　参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(4)　スケジュール

再公告日	平成２５年８月１４日
参加表明締切日	平成２５年８月２３日
３(1)登録申請	平成２５年８月２３日までに申請書類を提出のこと。
参加資格通知日	平成２５年８月２３日（予定）

質問書締切日　　平成２５年８月２０日
質問回答日　　平成２５年８月２３日
企画提案書締切日　　平成２５年８月２９日
ヒアリング実施日　　平成２５年９月４日（予定）
審査結果通知日　　平成２５年９月１３日（予定）

(5)　留意事項

ア　参加表明書（様式第１号）

(ｱ)　参加表明書等提出日時点において記載すること。

(ｲ)　押印する代表者印は、交通局との契約に使用するものと同じ物を使用すること。（３(1)に掲げる参加資格者名簿に登録した印と同じ物を使用すること。参加表明書等提出日時点において登録されていない者は、物品競争入札（見積）参加資格申請に使用する印と同じ物を使用すること。）

イ　参加資格審査調書（様式第２号）

参加表明書等提出日時点において記載すること。

6　参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1)　参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して３日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2)　管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7　質問及び回答

(1)　プロポーザル実施要領又は要求仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（様式第３号）により提出すること。なお、質問ができる者は、３(8)に掲げる発行事業者に限る。

ア　受付期間

平成２５年８月１４日（水）から平成２５年８月２０日（火）までとする。ただし、休日を除く。

イ　受付時間

午前９時から午後４時までとする。

ウ　提出方法

２の担当部局あてに持参、郵送、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。なお、郵送する場合は、受付期間までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(2)　(1)の質問書に対する回答は、個別に行わず、熊本市交通局ホームペ

ージにおいて、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間

平成２５年８月２３日（金）までに開始し、平成２５年８月２９日（木）までとする。

イ　閲覧時間

熊本市交通局ホームページ運用時間内

ウ　閲覧場所

熊本市交通局ホームページ

アドレス　http://www.kotsu-kumamoto.jp/

８　企画提案書等の提出

５(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い提出するものとする。

(1)　提出書類（以下の提出書類を総称して「企画提案書等」とする。）

ア　企画提案書

※　様式第４号を表紙とし、企画提案書の様式は任意とする。

イ　業務実施体制調書（様式第５号）

ウ　管理責任者調書（様式第６号）

エ　年度別初期経費見積書（様式第７号）

オ　年度別初期経費見積明細書（様式第８号）

カ　年度別維持経費見積書（様式第９号）

キ　ＳＦ決済手数料率見積書（様式第１０号）

ク　ＩＣカード作成見積書（様式第１１号）

ケ　導入後のシステム改修見積書（様式第１２号）

コ　オプション項目見積書（様式第１３号）

サ　導入スケジュール（様式第１４号）

(2)　提出媒体等

ア　紙媒体での提出について

(ｱ)　企画提案書等を一綴りにして、Ａ４版に製本（Ａ３版の場合は、Ａ４版サイズに折り込むこと。）すること。なお、企画提案書は、様式第４号を表紙とし、１０(2)別紙１に掲げる審査項目ごとにインデックスを付すること。

(ｲ)　作成部数は、表紙に商号又は名称の記載、代表者職氏名（契約締結権限者氏名）の記載及びその印を押印した正本を１部、副本（複写でも可。）を１０部提出するものとする。

イ　光学メディアでの提出について

(ｱ)　光学メディアについては、ＣＤ-ＲＯＭ又はＤＶＤ-ＲＯＭによるものとし、同じものを２枚提出すること。

(ｲ)　光学メディアに書き込むファイルの形態は、交通局が示した様式によるものはそのファイル形式を変更しないこと。また、それ以

外は、ＰＤＦファイルとして作成すること。

(3)　企画提案書等の提出方法

企画提案書等は、プロポーザル実施要領及び要求仕様書の定めるところにより、作成すること。

ア　持参又は郵送により提出すること。なお、郵送する場合の郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとする。

イ　企画提案書等提出期限

平成２５年８月２９日（木）午後４時までとする。ただし、休日を除く。なお、郵送する場合は、同日までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ　受付場所及び受付時間（持参により提出する場合）

熊本市中央区大江五丁目１番４０号 熊本市交通局電車課（３階）

午前９時から午後４時までとする。ただし、休日を除く。

エ　送付先（郵送する場合）

〒８６２－０９７１　熊本市中央区大江五丁目１番４０号

熊本市交通事業管理者（熊本市交通局電車課）あて

封筒に「熊本市電ＩＣカードシステム導入業務に係る企画提案書等在中」と記載のうえ、送付すること。

(4)　企画提案書等を提出しない者については、辞退届（様式任意）を提出することとする。

9　企画提案書等に関するヒアリング

(1)　実施日時

平成２５年９月４日（水）（予定）とし、説明時間は、２０分以内（質疑時間を除く。）とする。なお、実施時間・場所等の詳細は、企画提案者に後日通知する。

(2)　出席者は、説明者を含め５名以内とする。

(3)　説明者については、企画提案書等に含まれる業務実施体制調書に記載されている者が中心に行うこと。ただし、複数の者が役割分担をして行うことも可とする。

(4)　パソコン及びプロジェクター等の機材を使用することは可能とする。ただし、使用する機器類は企画提案者が準備するものとし、電源等（プロジェクター、スクリーンも事前連絡により提供可。）については、本市が提供するものとする。

(5)　ヒアリングへ出席しない者については、辞退届（様式任意）を提出することとする。

(6)　提出された企画提案書等と異なる説明や企画提案書等に記載のない新規提案の説明は認めない。

１０　審査の方法等

(1)　審査の主体

「熊本市電ＩＣカードシステム導入業者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市電ＩＣカードシステム導入業者選定委員会」において行う。

(2)　審査の基準

「熊本市電ＩＣカードシステム導入業務企画提案書等審査基準」（別紙１）によるものとする。

(3)　審査の方法

企画提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、別紙１に掲げる審査項目【１】～【６】の区分の配点小計の高い順に審査し、契約候補者として決定する。

１１　審査結果の公表

(1)　審査結果の通知

プロポーザル参加者全員に対し、９に掲げる企画提案書等に関するヒアリングを実施した日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面により通知する。

(2)　審査結果の公表

審査結果は、熊本市交通局ホームページに公表する。

１２　契約候補者と決定されなかった者に対する理由の説明

(1)　契約候補者と決定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して決定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2)　管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

１３　契約方法

提出された企画提案書等の内容に基づき、交通局と契約候補者にて基本仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。なお、契約候補者が辞退その他の理由で契約の交渉が出来ない場合は、契約次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

契約手続き及び契約書は、交通局の定めるところによる。交通局は契約締結後においても受注者に本提案における失格事由、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

１４　参加資格があると認められた者が１者である場合の措置

参加資格があると認められた者が１者であっても公募型プロポーザル方式の手続きを実施するものとする。

なお、プロポーザルに参加するものが１者となった場合、審査点数の平均点が満点の２／３以上の得点がなければ契約候補者として認めないものとする。

１５　その他

(1)　手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2)　契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第２２条の定めるところにより、受注者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア　保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ　過去２年の間に国若しくは地方公共団体又はこれらに準じる規模の団体若しくは法人等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（発注者が管理者、熊本市長、熊本市上下水道事業管理者又は熊本市病院事業管理者であるときは、契約書の写しで可）を提出したとき。

(3)　参加表明書等及び企画提案書等に関する事項

ア　提出された参加表明書等及び企画提案書等の著作権は提出者に帰属することとし、当該書類は、本件の選考以外、提出者に無断で使用することはない。

イ　提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。

ウ　参加表明書等及び企画提案書等の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した一切の経費は、参加者の負担とする。

エ　提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。ただし、交通局が資料の提出を依頼した場合は、この限りでない。

(4)　参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効として、参加資格がないものとし、又は決定の取消し、契約締結の保留若しくは契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5)　参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者の決定までの間に、

参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を書面により理由を付して取り消すものとする。この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 配置予定技術者の確認等

ア　参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において当初の配置予定技術者と同等以上の経験を有する者を配置するものとして管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。

イ　他の業務を受注したことを理由として配置予定の技術者を変更することは認めないものとする。

１６　Ｓｕｍｍａｒｙ

(1) Subject matter of the contract

Kumamoto City Tram Integrated Circuit Card System

(2) Contact Information

5-1-40 Oe, Chuo-ku, Kumamoto City, 862-0971

Kumamoto City Transportation Bureau, City Tram Section

Tel: 096-361-5241

(3) Proposal Competition Date

September 4, 2013

熊本市電ＩＣカードシステム導入業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

熊本市交通局

１　目的

熊本市交通局（以下「交通局」という。）では、市民及び本市を訪れる観光客等の利便性に寄与する全国相互利用型の交通系ＩＣカードシステムを熊本市電に導入するため、実績が豊富で、技術力に優れた事業者を選定することを目的に、公募型プロポーザル方式による業者選定を実施するもの。

なお、当該プロポーザルによる業者選定にあたっては、今回の契約対象である平成２５年度事業だけでなく、平成２６年度以降の事業展開に関する提案も評価に加えることとする。

２　業務概要（平成２５年度業務）

(1) 業務名　　熊本市電ＩＣカードシステム導入業務

(2) 履行場所　熊本市中央区大江五丁目１番４０号

(3) 業務内容　「熊本市電ＩＣカードシステム導入業務要求仕様書」(以下「要求仕様書」という。）のとおり

(4) 履行期間　契約日から平成２６年３月３１日まで

(5) 契約方法　公募型プロポーザル方式による随意契約とする。

(6) 参考業務規模　総額　１３２，８６１千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額には、定期券システムの稼動経費（平成２６年度末までに稼動予定）や今後、民間バス事業者が設置予定である（仮称）地域振興ＩＣカード（以下「地域カード」という。）との相互利用に係る費用は含まれていない。

※この金額は、契約額や許容価格を示すものではない。

３　担当部局

〒８６２－０９７１　熊本市中央区大江五丁目１番４０号

熊本市交通局電車課（３階）

電話　０９６－３６１－５２４１　　ＦＡＸ　０９６－３６１－５２５８

電子メールアドレス　koutsudensha@city.kumamoto.lg.jp

４　参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1) 熊本市交通局物品売買（修理）契約参加者に関する要綱（平成１８年１１月１日制定）第５条の参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、４(8)に掲げる事業者で、５(2)イに規定する参加表明書等の提出期限までに交通局へ物品競争入札（見積）参加資格審査申請書類を提出したものを除く。

（物品競争入札（見積）参加資格申請方法については、熊本市交通局ホームページを参照のこと。）

(2) 地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。
(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
(4) 熊本市交通局が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成１８年１１月１日制定）第３条第１号の規定に該当しないこと。
(5) 熊本市交通事業管理者（以下「管理者」という。）から熊本市交通局物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成２２年４月１日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
(6) 消費税及び地方消費税並びに交通局と直接取引をする本店又は支店、営業所等の所在地の市町村税の滞納がないこと。
(7) 業として当該プロポーザルに付する契約に係る業務を営んでいること。
(8) 全国相互利用可能な交通系ＩＣカードの発行事業者であること。

5　参加手続等

本件の参加希望者は、参加表明書及び参加資格審査調書その他の必要書類（以下「参加表明書等」と総称する。）を提出し、参加資格の有無について管理者の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

(1) 提出書類・必要部数

ア　参加表明書（様式第１号）　１部

イ　参加資格審査調書（様式第２号）　１部

(2) 参加表明書等の提出方法

ア　持参又は郵送とする。郵送する場合における郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとする。

イ　提出期限

平成２５年８月２３日（金）午後４時までとする。なお、郵送する場合は、同日までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ　受付場所及び受付時間（持参により提出する場合）

熊本市中央区大江五丁目１番４０号 熊本市交通局電車課（３階）

午前９時から午後４時までとする。ただし、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第３２号）第１条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。

エ　送付先（郵送する場合）

〒８６２－０９７１　熊本市中央区大江五丁目１番４０号

熊本市交通事業管理者（熊本市交通局電車課）あて

なお、封筒に「熊本市電ＩＣカードシステム導入業務参加表明書等在中」の旨

を明記すること。

(3) 参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。）については、書面により通知する。

(4) スケジュール（提出方法等については、当該要領の各項目を参照のこと。）

再公告日	平成２５年８月１４日
参加表明締切日	平成２５年８月２３日
４(1)登録申請	平成２５年８月２３日までに申請書類を提出のこと。
参加資格通知日	平成２５年８月２３日（予定）
質問書締切日	平成２５年８月２０日
質問回答日	平成２５年８月２３日
企画提案書締切日	平成２５年８月２９日
ヒアリング実施日	平成２５年９月４日（予定）
審査結果通知日	平成２５年９月１３日（予定）

6　参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して３日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7　参加表明書等の作成上の留意事項

(1) 参加表明書（様式第１号）

ア　参加表明書等提出日時点において記載すること。

イ　押印する代表者印は、交通局との契約に使用するものと同じ物を使用すること。（４(1)に掲げる参加資格者名簿に登録した印と同じ物を使用すること。参加表明書等提出日時点において登録されていない者は、物品競争入札（見積）参加資格申請に使用する印と同じ物を使用すること。）

(2) 参加資格審査調書（様式第２号）

ア　参加表明書等提出日時点において記載すること。

8　質問及び回答

(1) プロポーザル実施要領又は要求仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書（様式第３号）により提出すること。なお、質問ができる者は、４(8)に掲げる事業者に限る。

ア　受付期間

平成２５年８月１４日（水）から平成２５年８月２０日（火）までとする。ただし、休日を除く。

イ　受付時間

午前９時から午後４時までとする。

ウ　提出方法

２の担当部局あてに持参、郵送、ファックス又は電子メールにて提出すること。ただし、ファックス、電子メールの場合は、必ず着信を確認すること。なお、郵送する場合は、受付期間までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(2) (1)の質問書に対する回答は、個別に行わず、熊本市交通局ホームページにおいて、次のとおり閲覧に供する。

ア　閲覧期間

平成２５年８月２３日（水）までに開始し、平成２５年８月２９日（木）までとする。

イ　閲覧時間

熊本市交通局ホームページ運用時間内

ウ　閲覧場所

熊本市交通局ホームページ

アドレス　http://www.kotsu-kumamoto.jp/

9　企画提案書等の提出

５(3)の通知により参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い提出するものとする。

(1) 提出書類（以下の提出書類を総称して「企画提案書等」とする。）

ア　企画提案書

※　様式第４号を表紙とし、企画提案書の様式は任意とする。

イ　業務実施体制調書（様式第５号）

ウ　管理責任者調書（様式第６号）

エ　年度別初期経費見積書（様式第７号）

オ　年度別初期経費見積明細書（様式第８号）

カ　年度別維持経費見積書（様式第９号）

キ　ＳＦ決済手数料率見積書（様式第１０号）

ク　ＩＣカード作成見積書（様式第１１号）

ケ　導入後のシステム改修見積書（様式第１２号）

コ　オプション項目見積書（様式第１３号）

サ　導入スケジュール（様式第１４号）

(2) 提出媒体等

ア　紙媒体での提出について

① 企画提案書等を一綴りにして、Ａ４版に製本（Ａ３版の場合は、Ａ４版サイズに折り込むこと。）すること。なお、企画提案書は、様式第４号を表紙とし、１１(2)別紙１に掲げる審査項目ごとにインデックスを付すること。

② 作成部数は、表紙に商号又は名称の記載、代表者職氏名（契約締結権限者氏名）の記載及びその印を押印した正本を１部、副本（複写でも可。）を１０部提出するものとする。

イ　光学メディアでの提出について

① 光学メディアについては、ＣＤ−ＲＯＭ又はＤＶＤ−ＲＯＭによるものとし、同じものを２枚提出すること。

② 光学メディアに書き込むファイルの形態は、交通局が示した様式によるものはそのファイル形式を変更しないこと。また、それ以外は、ＰＤＦファイルとして作成すること。

(3) 企画提案書等の提出方法

企画提案書等は、当該実施要領及び要求仕様書の定めるところにより、作成すること。

ア　持参又は郵送により提出すること。なお、郵送する場合の郵送方法については一般書留又は簡易書留によることとする。

イ　企画提案書等提出期限

平成２５年８月２９日（木）午後４時までとする。ただし、休日を除く。なお、郵送する場合は、同日までに必着とし、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ　受付場所及び受付時間（持参により提出する場合）

熊本市中央区大江五丁目１番４０号 熊本市交通局電車課（３階）

午前９時から午後４時までとする。ただし、休日を除く。

エ　送付先（郵送する場合）

〒８６２－０９７１　熊本市中央区大江五丁目１番４０号

熊本市交通事業管理者（熊本市交通局電車課）あて

封筒に「熊本市電ＩＣカードシステム導入業務に係る企画提案書等在中」と記載のうえ、送付すること。

(4) 企画提案書等を提出しない者については、辞退届（様式任意）を提出することとする。

１０　企画提案書等に関するヒアリング

(1) 実施日時

平成２５年９月４日（水）（予定）とし、説明時間は、２０分以内（質疑時間を除く。）とする。なお、実施時間・場所等の詳細は、企画提案者に後日通知する。

(2) 出席者は、説明者を含め５名以内とする。

(3) 説明者については、企画提案書等に含まれる業務実施体制調書に記載されている者が中心に行うこと。ただし、複数の者が役割分担をして行うことも可とする。

(4) パソコン及びプロジェクター等の機材を使用することは可能とする。ただし、使用する機器類は企画提案者が準備するものとし、電源等（プロジェクター、スクリーンも事前連絡により提供可。）については、本市が提供するものとする。

(5) ヒアリングへ出席しない者については、辞退届（様式任意）を提出することとする。

(6) 提出された企画提案書等と異なる説明や企画提案書等に記載のない新規提案の説明は認めない。

１１　審査の方法等

(1) 審査の主体

「熊本市電ＩＣカードシステム導入業者選定委員会設置要綱」に基づき「熊本市電ＩＣカードシステム導入業者選定委員会」において行う。

(2) 審査の基準

「熊本市電ＩＣカードシステム導入業務企画提案書等審査基準」（別紙１）によるものとする。

(3) 審査の方法

企画提案書等及びヒアリングを基に審査し、最高得点者を契約候補者、次点の者を契約次点候補者として決定する。ただし、最高得点者が複数ある場合は、別紙１に掲げる審査項目【１】～【６】の区分の配点小計の高い順に審査し、契約候補者として決定する。

１２　審査結果の公表

(1) 審査結果の通知

プロポーザル参加者全員に対し、１０に掲げる企画提案書等に関するヒアリングを実施した日の翌日から起算して７日（休日を含まない。）以内に、書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、熊本市交通局ホームページに公表する。

１３　契約候補者と決定されなかった者に対する理由の説明

(1) 契約候補者と決定されなかった者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日

を含まない。）以内に、管理者に対して決定されなかった理由について、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(2) 管理者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して３日（休日を含まない。）以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

１４　契約方法

提出された企画提案書等の内容に基づき、交通局と契約候補者にて基本仕様及び契約内容の交渉を経て、随意契約により締結する。なお、契約候補者が辞退その他の理由で契約の交渉が出来ない場合は、契約次点候補者と契約の交渉を行うものとする。

契約手続き及び契約書は、交通局の定めるところによる。交通局は契約締結後においても受注者に本提案における失格事由、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

１５　その他

(1) 手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第２２条の定めるところにより、受注者は、契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

ア　保険会社との間に管理者を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結の時までに提出したとき。

イ　過去２年の間に国若しくは地方公共団体又はこれらに準じる規模の団体若しくは法人等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明（発注者が管理者、熊本市長、熊本市上下水道事業管理者又は熊本市病院事業管理者であるときは、契約書の写しで可）を提出したとき。

(3) 参加表明書等及び企画提案書等に関する事項

ア　提出された参加表明書等及び企画提案書等の著作権は提出者に帰属することとし、当該書類は、本件の選考以外、提出者に無断で使用することはない。

イ　提出された参加表明書等及び企画提案書等は、返却しない。

ウ　参加表明書等及び企画提案書等の作成費、旅費、その他本プロポーザルの参加に関して要した一切の経費は、参加者の負担とする。

エ　提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は、認めない。ただし、交通局が資料の提出を依頼した場合は、この限りでない。

(4) 参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等及び企画提案書等を無効として、参加資格がないものとし、又は決定の取消し、契約締結の保留若しくは契約の解除等の措置をとるとともに、指名停止要綱に基づく指名停止その他の措置を行うことがある。

(5) 参加資格の確認を行った日の翌日から契約候補者の決定までの間に、参加資格があると認めた者が参加資格がないものと判明した場合には、当該者に対する参加資格確認の通知を書面により理由を付して取り消すものとする。

この旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して５日（休日を含まない。）以内に、管理者に対して参加資格がないと認めた理由について、書面により説明を求めることができる。

(6) 配置予定技術者の確認等

ア　参加表明書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において当初の配置予定技術者と同等以上の経験を有する者を配置するものとして管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。

イ　他の業務を受注したことを理由として配置予定の技術者を変更することは認めないものとする。

１６　Ｓｕｍｍａｒｙ

(1) Subject matter of the contract

Kumamoto City Tram Integrated Circuit Card System

(2) Contact Information

5-1-40 Oe, Chuo-ku, Kumamoto City, 862-0971

Kumamoto City Transportation Bureau, City Tram Section

Tel: 096-361-5241

(3) Proposal Competition Date

September 4, 2013

熊本市電ＩＣカードシステム導入業務企画提案書等審査基準　　（別紙　1）

審査項目	審査基準	配点	
【1】取組み方針			小計
(1) ＩＣカードシステム導入業務の取組み方針	要求仕様書等に示した業務の目的及び概要を十分に踏まえたうえで、企業の実績やノウハウに基づく、効率的・効果的で利用者の利便性向上に資するシステム構築となるような取組み方針が提案されているか。	20	20
【2】ＩＣカード機能			小計
(1) ＳＦ券種・定期券機能	ＳＦ券種の種類及び基本機能は、要求仕様書に沿ったものであるか。ＳＦ券種に付加する機能及び定期券機能についての方針は現状に適した提案がなされているか。決済手数料率は過去の導入実績等に基づく適正な率となっているか。	50	80
(2) 乗換処理・乗継割引機能	市電ＩＣカードでの乗換機能及び乗継割引について、現状に踏まえた有効な提案がなされているか。	10	
(3) ポイント機能及び電子マネー機能	ポイント機能及び電子マネー機能について、先行事例や実現性等を踏まえた具体的且つ有効な提案がなされているか。	10	
(4) チャージ機能	チャージ環境が具体的に提案されているか。その提案は、利用者の利便性の向上に資するものか。オートチャージ機能について具体的な提案がなされているか。	10	
【3】機器システム			小計
(1) 機器構成	今回構築する車載機器、営業所端末及び販売窓口端末等の機器構成及び能力について、過去の導入実績等をもとに、最新の技術を取り入れた構成が示されているか。	15	90
(2) センターシステムの機能及び導入後のシステム改修	センターシステムについて、交通系の全国相互利用カードシステムの提案となっているか。個人情報等データ保護は図られているか。導入後における運賃改定や対キロ運賃制度への変更、並びにバス地域カードが利用できるようになることが技術的に可能であるか。	55	
(3) 保守・稼動維持	システムの運用保守・稼動支援業務の内容について、安定的な稼動を実現するために、過去の導入実績等をもとに具体的提案がなされているか。提案されているレベルに対して適切な経費が積算されているか。	20	
【4】業務実績及び業務執行体制			小計
(1) 業務運用実績及び業務実施体制	同種業務の実績、業務の経験期間及び規模、並びに業務遂行における責任体制、遂行管理体制について評価する。同種業務について豊富な経験を持つ管理責任者、担当者を配置しているか。	20	20
【5】見積額			小計
(1) 平成25年度業務の見積額、平成26年度業務経費の想定額、平成27年度以降8年間の業務経費の想定額	要求仕様書に応じた積算方法であるか。平成25年度業務の見積額は参考業務規模総額内であるか。 平成26年度業務経費および平成27年度以降の業務経費については、過大となっていないか。	60	60
【6】業務スケジュール			小計
(1) 業務スケジュール	実効性が高く、要求仕様書に沿った明確な提案がなされているか。	30	30
合計		300	

熊本市電ＩＣカードシステム導入業務企画提案書等審査基準（別紙１）参考資料

【解説】

１　すべての審査項目において共通する取扱いとして、審査基準に示されている事項について独自の代替案並びに機能や利便性向上等に資する独自案が提案されている場合は、その提案等について関連する審査項目において審査する。

２　審査項目【３】（２）の審査基準において、「導入後の運賃改定や対キロ運賃制度への変更」とあるが、対キロ運賃制度への変更については将来を見据えての参考にするもので、システム改修以外の提案も可能とする。また、バス地域カードの「技術的に可能」という記載については、連携が円滑に実現できるための対応も含めて審査する。

３　審査項目【５】（１）の審査基準において、「業務経費」には、初期経費、維持費並びにバス地域カードとの連携経費等が含まれる。また、「参考業務規模総額」とは、平成２５年度の予算額である。

４　審査項目【６】（１）の業務スケジュールについては、平成２６年度末までを目途とするものであるが、平成２７年度以降を含めた提案であっても、全体的な提案との整合性や実現性等も含めて審査する。

熊本市電ＩＣカードシステム導入業務
要求仕様書

熊本市交通局

目　　次

１　本要求仕様書の位置づけについて 1
２　目的及び概要 1
３　ＩＣカード機能 1
（１）ＳＦ券種・定期券機能 2
ア　ＳＦ券種 2
イ　ＳＦ券種に付加する機能 2
ウ　定期券機能 3
（２）乗換処理・乗継割引機能 3
ア　乗換処理機能 3
イ　乗継割引機能 4
（３）ポイント機能及び電子マネー機能 4
ア　ポイント機能 4
イ　電子マネー機能 4
（４）チャージ機能 4
ア　チャージ機能 4
イ　オートチャージ機能（クレジットカードとの連携） 4
４　機器システム 5
（１）機器構成 5
ア　車載機器 5
イ　営業所端末 5
ウ　販売窓口端末 6
（２）センターシステムの機能及び導入後のシステム改修 6
ア　センターシステムの機能 6
イ　個人情報及び市電利用履歴データの保護 6
ウ　市電利用履歴データの集計・分析 6
エ　導入後のシステム改修 7
（３）保守点検・稼動維持 7
ア　保守・稼動維持の内容 7
イ　保守の対象範囲 7
５　導入スケジュール 7
６　見積り範囲 8
７　特記事項 9
８　算出諸元 10

１　本要求仕様書の位置づけについて

本要求仕様書は、熊本市電ＩＣカードシステム導入業務の目的、概要並びに公募型プロポーザルの提案項目に関する熊本市交通局の要求仕様や基本的なデータ等を示すものである。ただし、それと同等若しくは代替する機能の提案を妨げるものではない。

なお、同プロポーザルによる業者選定にあたっては、今回の契約対象である平成 25 年度事業だけでなく、平成 26 年度以降の事業展開に関する提案も評価に加えることとしており、そのための要求仕様等も含まれている。

２　目的及び概要

現在、交通系ＩＣカードは既に全国で普及しており、九州地区においても熊本県以外では既に導入されている状況にある。

このような中、熊本市交通局においても市電利用者の利便性向上と熊本市を訪れた観光客などへのサービス向上のために、今回、全国相互利用ＩＣカードシステムを導入するものである。

ＳＦ決済機能、定期券機能など、平成 26 年度末までに全ての機能について運用開始を予定している。

また、熊本県内を運行するバス事業者においては、熊本県内のみで使用できる（仮称）地域振興ＩＣカード（以下「地域カード」という。）の導入を進めていることから、市電においてもこの地域カードのＳＦ決済機能が使えるようなシステム改修の必要性も想定される。

※「ＳＦ」とは、ＩＣカードに記録された金銭的価値をいう。
※「ＳＦ決済」とは、ＩＣカードに記録されたＳＦにより運賃を支払うことをいう。

３　ＩＣカード機能

本仕様は、平成 25 年 3 月より始まった交通系ＩＣカードの全国相互利用に伴い、全国相互利用カードを保有している観光客などが熊本市を訪れた場合に市電で利用でき、また、今回導入するＩＣカードを所有する熊本市民が他都市を訪れた場合でも、所有するＩＣカードで鉄道やバスに利用できる相互利用の機能を持つ仕様とする。

なお、全国相互利用については、ＳＦ決済機能・電子マネー機能・チャージ機能に対応するものとし、定期券機能・ポイント機能は全国相互利用の対象外とする。

また、センターシステムについては、熊本市交通局でセンターシステムを独自に構築し保有する方法ではなく、**交通系ＩＣカードの全国相互利用カードシステムに加入する方法による提案**とする。

（１）ＳＦ券種・定期券機能

ア　ＳＦ券種

ＳＦ券種（以下「熊本市電ＩＣカード」という。）は**FeliCa ポケット搭載のサイバネ規格ＩＣカード**とし、券種は次のとおりとする。

※「サイバネ規格」とは、日本鉄道サイバネティクス協議会によって制定されたＩＣカード乗車券に関する規格をいう。

普通カード	無記名式、記名式
小児カード	記名式（小学生)、使用期限設定
普通身障者カード	記名式、使用期限設定
小児身障者カード	記名式（小学生)、使用期限設定

※記名式カードについては、紛失時にＳＦ、ポイント残高の再発行を可能とすること。

①普通カード

無記名式のカードで、市電の車内及び販売窓口２箇所で発売するもの。後日、お客様情報を入力（記名式）したり、定期券機能を付加できること。

②小児カード

ＳＦ決済時に自動的に小児運賃が差し引かれるようにすること。発売は販売窓口２箇所とし、販売窓口で使用期限の設定ができること。

③普通身障者カード

ＳＦ決済時に自動的に大人身障者運賃が差し引かれるようにすること。発売は販売窓口２箇所とし、販売窓口で使用期限の設定ができること。なお、このカードは全国相互利用の対象から除外する。

④小児身障者カード

ＳＦ決済時に自動的に小児身障者運賃が差し引かれるようにすること。発売は販売窓口２箇所とし、販売窓口で使用期限の設定ができること。なお、このカードは全国相互利用の対象から除外する。

イ　ＳＦ券種に付加する機能

①学生カード

普通カードに付与する機能で、市電利用時に普通カードに比べて後述するポイント率のアップを行うもの。記名式とする。発売は販売窓口端末設置箇所のみとし、販売窓口端末で使用期限の設定ができること。なお、電子マネー機能は通常使用で

きるものとする。

ウ　定期券機能

熊本市電ＩＣカードに付加できる定期券機能は次のとおりとする。なお、定期券の区間外乗越しの場合は、ＳＦ決済により乗越し運賃が自動精算されること。定期券機能付加については、販売窓口端末設置箇所において新規カード発行から定期券機能付加までの業務を完結できるようにすること。

通勤定期	記名式または「持参人」 区間定期、全線定期 1 箇月、3 箇月
通学定期	記名式（中学生以上） 区間定期、全線定期 1 箇月、3 箇月、学期定期
小児通学定期	記名式（小学生） 区間定期、全線定期 1 箇月、3 箇月、学期定期
身障者通勤定期	記名式 区間定期、全線定期 1 箇月、3 箇月
身障者通学定期	記名式（中学生以上の身障者） 区間定期、全線定期 1 箇月、3 箇月、学期定期
身障者小児定期	記名式（小学生の身障者） 区間定期、全線定期 1 箇月、3 箇月、学期定期

（２）乗換処理・乗継割引機能

ア　乗換処理機能

・辛島町停留場におけるＡ系統とＢ系統との乗換や、交通局前行、熊本駅前行など系統途中で運行を打ち切る場合で次の電車に乗換えてその先まで行く場合に通し運賃が適用されること。

・熊本市電ＩＣカード、その他の全国相互利用カード及び地域カードを使用した場合において、通し運賃が適用されること。

・乗換時間及び乗換停留場の設定については変更が可能であること。

※通し運賃：最初の乗車で運賃を差し引き、一定時間内に乗り換えた場合、乗り換えた電車においては差額を差し引くもの（均一運賃においては 0 円）。

イ　乗継割引機能

・熊本市電ＩＣカードで、市電と市電とを一定時間内に乗り継ぐ場合に、2 回目の運賃を割り引くもの。
・乗継時間及び割引額の設定については変更が可能であること。
・乗継割引適用については、熊本市電ＩＣカード利用時のみとする。

（３）ポイント機能及び電子マネー機能

ア　ポイント機能

利用額に応じたポイント付与機能を有すること。交通系におけるポイント付与対象取引は、ＳＦ決済のみとする。なお、付与したポイントはＳＦに交換することで、交通系(ＳＦ)・商業系(電子マネー)の両方で使用可能な共通ポイントシステムとする。

・熊本市電ＩＣカード利用時のみポイントを付与するものとする。
・１箇月の利用額、利用回数に応じてボーナスポイントが付与できること。
・貯めたポイントは、窓口などに設置した端末において、１ポイント＝１円としてＳＦに交換できること。
・付与するポイント率や付与率アップの特定日については、設定、変更できる仕様とすること。
・付与したポイントには使用の有効期限を設定すること。

イ　電子マネー機能

全国の加盟商業店舗に設置した電子マネー端末において、電子マネーとして利用できる機能を有すること。電子マネー利用についても、前述の利用額に応じたポイント付与機能を有すること。なお、付与したポイントはＳＦに交換することで、交通系(ＳＦ)・商業系(電子マネー)の両方で使用可能な共通ポイントシステムとする。

（４）チャージ機能

ア　チャージ機能

・市電車内において、熊本市電ＩＣカード及びその他の全国相互利用カードへのチャージが可能であること。
・チャージにおいては、利用者の申出を受けて乗務員の操作により実施するものとし、乗務員が現金を触らないような環境を構築すること。

イ　オートチャージ機能（クレジットカードとの連携）
〔オプション〕

ＳＦ決済後、残高が一定額を下回った場合に自動的に積み増しされ、クレジット決

済を行うオートチャージ機能を有すること。なお、オートチャージ機能は、対象のクレジットカードを保有する者のうち希望するサービス登録者を対象とする。残高下限設定及び積み増し額については利用者の意向で変更することができること。なお、オートチャージ機能の運用開始時期は未定である。

４　機器システム

（１）機器構成

ＩＣカードシステムは、車載機器、営業所端末、販売窓口端末、センターシステム、ネットワーク関連機器等で構成する。

ア　車載機器

車載機器は、乗車リーダー、降車リーダー、表示パネル、操作パネル等で構成する。

①乗車リーダー

・乗車リーダーは、乗車口に１個若しくは必要に応じて複数個設置する。（設置個数については、８　算出諸元を参照）

②降車リーダー

・降車リーダーは、運賃箱上に設置することを基本とする。（設置個数については、８　算出諸元を参照）

・ＩＣカード降車リーダーの設置位置を最優先とし、**現在設置してある磁気カード降車リーダーについては必要に応じて移設すること。**

③表示パネル

・ＳＦ決済時、定期券決済時などの情報を表示する表示パネルは、運賃箱上に設置すること。

④操作パネル

・ＩＣカード操作パネルの設置位置を最優先とし、**現在設置してある磁気カード操作パネルについては必要に応じて移設すること。**

⑤既存周辺機器との連動

・既存周辺機器との連動に必要な既存周辺機器の改造費用については、今回の仕様に含むものとする。

イ　営業所端末

・営業所端末は、大江営業所及び上熊本営業所に設置する。

・営業所端末には、自動または手動で適切な終了処理を行う時間が確保できる無停電電源装置を備えること。
・ハードディスク破損時等においても営業所端末の運用が停止することなくデータ破損・消失が生じないような環境を構築すること。
・営業所端末は、営業所の業務時間内は無停止で稼動できること。
・営業所端末にはウィルスの感染を防ぐ環境を構築すること。

ウ　販売窓口端末

・販売窓口端末は、交通局営業推進室窓口他１箇所に設置する。
・販売窓口端末では、ＩＣカードの発行、チャージ、定期券機能の追加、払い戻し等の業務がスムーズに行える環境を構築すること。
・ハードディスク破損時等においても販売窓口端末の運用が停止することなくデータ破損・消失が生じないような環境を構築すること。
・販売窓口端末には、自動または手動で適切な終了処理を行う時間が確保できる無停電電源装置を備えること。
・販売窓口端末にはウィルスの感染を防ぐ環境を構築すること。

（２）センターシステムの機能及び導入後のシステム改修

ア　センターシステムの機能

・接続するセンターシステムは、全国相互利用に対応した機能を有するものとする。
・センターシステムと各種端末との接続においては、NTT 等の専用回線を使用し、インターネット網への接続を行わないこと。
・センターシステムは、ＩＣカード業務が停止しないように冗長的な構成とすること。
・センターシステムには、開発環境を確保するための開発環境用サーバ群、端末機器等を備えること。
・センターシステムには、障害時の検証を行うための保全・検証環境用サーバ群、端末機器等を備えること。

イ　個人情報及び市電利用履歴データの保護

・記名式カード情報、定期券情報等の個人情報が外部に漏洩しないように強固なセキュリティを保持しなければならない。
・市電利用履歴データについては、交通局に対して定期的に提供するものとし、交通局以外の第三者へ提供してはならない。

ウ　市電利用履歴データの集計・分析

・市電利用履歴データをもとに、利用者数・収入等の集計、OD 分析等ができるようにすること。

エ　導入後のシステム改修

①均一運賃の改定

均一運賃制度を維持したまま、運賃を改定する場合のシステム改修対応の可否及びシステム改修に要する概算期間並びに概算費用を示すこと。

②対キロ運賃への変更

対キロ運賃へ変更する場合のシステム改修対応の可否及びシステム改修に要する概算期間並びに概算費用を示すこと。また、対キロ運賃において乗換処理のシステム改修の可否についても示すこと。

③地域カードへの対応

路線バスにおいて地域カードが導入された場合、市電において地域カードが利用（ＳＦ決済）できるようにするためのシステム改修対応の可否及びシステム改修に要する概算期間並びに概算費用を示すこと。なお、システム改修においては路線バスの地域カードの技術情報が提供されるものとして提案すること。

（３）保守点検・稼動維持

ア　保守・稼動維持の内容

保証期間中及び保守契約期間中に障害が発生した場合には、直ちに当該ハードウェア及びソフトウェアの復旧を行わなければならない。

なお、平成 25 年度には保守点検費用は発生しないものとする。

イ　保守の対象範囲

保守対象範囲は、本システムで導入する次のハードウェア及びソフトウェアとする。

・車載機器	１式
・営業所端末	１式
・販売窓口端末	１式
・ネットワーク関連機器	１式

５　導入スケジュール

作業開始を平成 25 年９月とし、要件定義、機器・端末設置、提供サービス等の導入スケジュールを取りまとめること。ＳＦ決済機能、定期券機能など、平成 26 年度末までに全ての機能について運用開始を予定している。

６　見積り範囲

上記仕様で示された項目を見積り範囲とする。見積りは、初期経費、導入後 10 年間（平成 26 年度から平成 35 年度）の維持経費、ＳＦ決済手数料率、オプション項目に分けて算出し、**初期経費及び維持経費については年度毎に算出すること。**見積り算出が困難な項目については、その旨を明記し、今後経費発生が予想される項目を具体的に示すこと。

（１）初期経費

・ハードウェア費用、ソフトウェア開発費用
・ハードウェア設置工事費用
・運賃箱、運賃表示器、音声合成装置等の改造、ソフトウェア改修費用（新規購入が必要な場合にはその費用）
・システム運用のためのネットワーク工事費用
・ネットワーク回線契約費用
・全国相互利用対応における負担費用
・想定されるデータセンターの新規契約費用、施設改修費用
・磁気カード車載器移設費用
・総合試験支援費用（試験シナリオ作成、試験項目作成、試験データ準備支援、試験実施支援、関係者間調整支援、進捗管理など）
・運用開始時の支援費用（データセンター、営業所、販売窓口など）
・機器操作担当者、保守担当者への教育費用（操作マニュアル作成、説明会開催など）
・その他初期費用として必要なもの

（２）導入後 10 年間の年度毎の維持経費

・ハードウェア、ソフトウェア保守費用※1
・ネットワーク回線使用料、通信料
・必要に応じ５～7 年毎を想定したセンターシステムを含むハードウェア機器更新費用
・データセンター施設使用料
・システムエンジニアやオペレータ等が必要な場合には、その人件費
・その他維持費用として必要なもの。

※１　ハードウェアについては、スポット保守契約で算出することを基本とし、スポット保守契約以外が必要な場合については項目毎に金額を示すこと。

（３）ＳＦ決済手数料率

・市電において熊本市電ＩＣカード並びにその他の全国相互利用カードでＳＦ決済を行った場合の決済手数料率を示すこと。

（４）ＩＣカード作成費　〔オプション項目〕

・オリジナルデザインの FeliCa ポケット搭載のサイバネ規格ＩＣカード作成費を算出すること。

・作成枚数１万枚、3 万枚、5 万枚当たりのそれぞれの見積額を算出すること。

（５）導入後のシステム改修

ア　均一運賃の改定

イ　対キロ運賃への変更

ウ　地域カードへの対応

（６）オプション項目

ア　オートチャージ機能

イ　その他利便性の向上に寄与する機能（詳細については「７　特記事項」を参照）

７　特記事項

・本仕様に基づく今回の提案、見積りにおいて、実施、算出が困難である項目については、その理由を具体的に明記すること。

・**超低床電車においては乗車口、降車口が複数あるため、乗車リーダーと降車リーダーが１対１ではない。また、運行途中の停留場において運行の向きが逆転するような場合（例えば、熊本駅前→辛島町→上熊本駅前など）に、乗車リーダーと降車リーダーが１対１ではなくなることから、これらの運賃収受に対応すること。**

・**この仕様以外で、利用者の利便性向上に寄与するものについての提案は、別途、「オプション」として提案し、見積りを行うこと。**

・今回の提案、見積りにおいては、交通系に加えて電子マネー機能、共通ポイント機能を含むものとする。なお、今回の提案、見積りでは電子マネー機能、共通ポイント機能についてはセンターシステムまでとし、商業店舗用の端末等は含まない。その他、商業系のサービスについても含まないものとする。

・初期費用の見積りにおいては、既存の運賃箱を改造するという条件で見積書を作成すること。

・熊本市電ＩＣカード導入時及び導入後の広報等において「交通系ＩＣカード全国相互利用のシンボルマーク」が使用できること。

８　算出諸元

・車両数　　：44 編成 52 両（うち　超低床電車は 8 編成 16 両）
　※5000 型連節車には設置しない。
　※超低床電車 8 編成のうち 1 編成は平成 26 年度に導入予定。
・乗車リーダー数　：128 台
・降車リーダー数　：104 台
・営業所端末数　　：2 基〔大江営業所、上熊本営業所〕
・販売窓口端末数　：2 基〔交通局営業推進室窓口他 1 箇所〕
・運賃箱　　：レシップ製　快適 1 号
・運行系統数　　：2 系統
・停留場数　　：35 停留場
・年間乗車人員　　：10,194 千人（平成 23 年度）
・乗務員数　　：82 人
・運　賃　　：大人 150 円均一、小児 80 円均一

参考資料2

熊本における交通系ＩＣカード導入に係る検討経緯

【平成２１年度】

◎平成２１年　９月　バス協会内に「ＩＣカードワーキング委員会」設置
（具体的な検討に着手）

【平成２２年度】

〇平成２２年　６月　ワーキング委員会で熊本市の考え方（相互利用）を説明
〇平成２２年　９月　ワーキング委員会で民間事業者が地域カード導入提案
〇平成２２年１１月　民間事業者が片利用導入案（ピタパ）を提案
◎平成２２年１２月　民間事業者がピタパ協議会へ参加意向打診
◎平成２３年　１月　ピタパ協議会が熊本の参加を断る
〇平成２３年　２月　熊本市として改めて相互利用の必要性を事務局へ説明

【平成２３年度】

□平成２３年　５月　平成 25 年春に全国で相互利用されるカードが報道
〇平成２３年　８月　民間事業者へ片利用まで選択肢を広げ、ワーキング再開と検討を行うよう熊本市が要請
〇平成２３年１２月　民間交通事業者社長会で、交通系に必要な機能の整理と費用の精査、導入スケジュールについて改めて検討することを合意。
◎平成２４年　１月　ワーキング委員会再開（以降、14 回開催）
（相互利用、地域、地域プラス片利用で機能・費用について詳細な検討実施）

【平成２４年度】

〇平成２４年　８月　社長会でワーキング委員会での検討結果報告書を基に、ＩＣカード導入の方向性について協議
◎平成２４年１１月　民間事業者の意見集約に至らず、平成２５年当初の事業着手見送り
□平成２４年１２月　ＪＲ九州「スゴカ」の対応駅が県内３２駅に拡大
◎平成２４年１２月　熊本市が市電への広域利用可能なＩＣカード先行導入検討を表明
（市電へのＩＣカード導入検討に着手）
◎平成２５年　１月　民間交通事業者が市へ「片利用を踏まえた地域 IC カードシステム」方針説明
■平成２５年　３月　全国 10 社のＩＣカード相互利用がスタート（全国相互利用）

【平成２５年度】

◎平成２５年　４月　民間交通事業者等が「地域振興 IC カード」導入について基本合意
〇平成２５年　５月　熊本市が市電への相互利用カード導入と関連予算を 6 月議会へ計上
◎平成２５年　５月　民間事業者から熊本市へ、地域カード選択と市電へのスゴカ採用を求める要望書提出　※参考資料参照
◎平成２５年　６月　市電ＩＣカード導入関連予算が議会承認・成立
※市電基幹システムの公募選定、民間事業者への相互利用選択の再考に向けた働きかけ、バス事業者が地域カードを導入した場合でも利便性が確保されるよう要請。

参考資料3

Ⅰ　ＩＣカードに係るアンケート調査結果概要

１．調査目的と概要

（１）調査目的

ＩＣカードの導入に関してICカードワーキング委員会にて検討を行っている中で、ＩＣカードに関する市民の認識や利用意向などを把握するため、本調査を実施した。

（２）調査概要

・調査日時：平成24年9月22日（土）10:00～16:00　バス・電車フェスタ2012開催時
　　平成24年10月6日（土）10:00～15:00　城下町大にぎわい市開催時
・調査場所：9/22　熊本交通センター　センターコート
　　10/6　ＮＴＴ西日本熊本支店前広場（桜町）
・調査対象：イベント来場者
・調査方法：対面式でＩＣカードの概要を説明後、その場でアンケートを記入。
・調査項目：個人属性、ＩＣカードの利用経験、ＩＣカードの導入に係る意向について　等
・回答者数：552人（内訳　9/22：214人、10/6：338人）

２．アンケート結果

（１）ＩＣカードの導入について

『ＩＣカードを導入して欲しい』と回答した人は、全体の約75%にのぼり、導入を望む人が多いことが分かる。一方で、『To熊カードで十分』と回答した人は、全体の12%だったが、その主な理由は『To熊カードに不満が無い』であった。

（２）ＩＣカードの導入に関する意向とＩＣカードの利用経験について

『ＩＣカードを利用した経験がある』と回答した人のうち、約89%が『ＩＣカードを導入して欲しい』と回答しており、ＩＣカードを利用した経験がある人は導入を望む傾向が強い。一方で、『To熊カードで十分』と回答した人の多くは『ＩＣカードを利用した経験が無い』と回答した人であり、利用経験の有無が回答結果に影響している可能性があると推測される。

また、年齢層別の回答結果を見ると、65歳以上の年齢層では「To熊カードで十分」または「分からない」と回答した割合が他の年齢層と比べて40%と高く、ＩＣカードの導入に対する意識が他の年齢層と異なることが分かる。

（３）ＩＣカードが利用できる範囲について

『ＩＣカードを導入して欲しい』と回答した415人を対象に、ＩＣカードが利用できる範囲はどの程度が望ましいか意向調査を行った結果、『To熊カードが利用できる範囲』と回答した人は全体の20%であった。一方、熊本県内を含め九州の主要都市及び全国の主要都市で利用できる範囲と回答した人は全体の約80%にのぼり、導入されるＩＣカードに対して広域性を求める人が多いことが分かる。

また、『熊本県内でもスゴカやスイカを利用できるようにすべきか？』という項目については、『利用できるようにすべき』と回答した人が全体の92%にのぼり、大多数の人が、熊本県内で他地区のＩＣカードが利用できる環境を整備すべきと考えていることがわかる。

（４）電子マネー機能を利用したいお店について

ＩＣカードを導入して欲しいと回答した415人を対象に、電子マネー機能をどのようなお店で利用したいか？意向調査を行った。

その結果、コンビニと回答した人が全体の約77%にのぼり、多くの人がコンビニでＩＣカードを利用したいと考えていることが分かる。また、スーパーについても半数以上の人が「利用したい」という回答をしており、コンビニやスーパーでＩＣカードが利用できる環境を整備することが商業面での利用を促進する重要な取り組みとなる可能性が高いと言える。

Ⅱ　2,000 人市民アンケート調査結果

【調査期間】平成24年10月～平成25年1月

【アンケート回収結果】有効回収数・・・・・・・・1.402 件2.037名

有効回収率・・・・・・・68.8%

ICカードについて

問17　ＩＣカードは、カードをかざすだけで読み取れるため、読み取り機に挿入する手間が省ける、カードに入金できるため繰り返し使えるなどの利点があり、現在、県内の交通事業者の間で導入に向けた検討が進められていますが、これについてどう思われますか。（1つだけ）

		A できるだけ早くICカードを導入して欲しい	B To熊カードで十分	C よくわからない	無回答	合計件数
全体合計		683	314	368	37	1402
区別	中央区	181	83	80	13	357
	東　区	183	82	91	9	365
	西　区	94	49	58	4	205
	南　区	91	38	65	3	197
	北　区	134	62	74	8	278
年齢別	18～34	137	34	43	1	215
	35～49	174	58	78	3	313
	50～64	203	112	104	7	426
	65～	169	110	143	26	448

【　集計分析　】

○　ＩＣカードの導入について約半数の48.7%が「できるだけ早く導入して欲しい」と回答している一方、「To熊カードで十分」や「よくわからない」合わせて、こちらも約半数の48.7%であった。

○　年齢別では、１８～34歳の6割以上が「できるだけ早く導入してほしい」であったのに対し、50歳以上の約半数が「To熊カードで十分」や「よくわからない」であった。

○　今後、行政がＩＣカードの導入について情報発信を行い、市民の理解を得る必要がある。

【　全体合計の割合　】

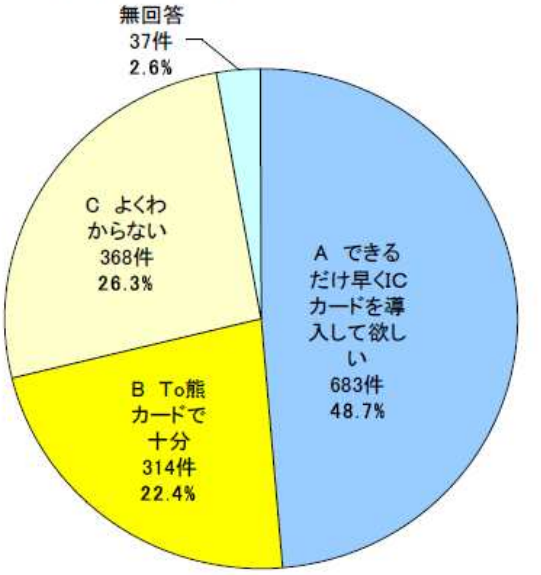

N=1,402

問18　問17でA「導入して欲しい」と回答された方にお尋ねします。
平成25年春には全国各地のＩＣカードが相互に使えるような環境が整備される予定ですが、熊本で導入するカードは、どの範囲で利用できることが望ましいですか。（1つだけ）

		A 今のTo熊カードが使える範囲（熊本市及び周辺市町村のバスと熊本市電）	B Aの範囲＋JRや熊本電鉄など、熊本市及び周辺市町村の公共交通機関全般	C Bの範囲＋福岡など九州主要都市及び東京や大阪など全国主要都市の交通機関	D よくわからない	無回答	合計件数
全体合計		81	232	362	6	2	683
区別	中央区	23	59	98	0	1	181
	東　区	25	54	101	3	0	183
	西　区	10	37	46	1	0	94
	南　区	11	29	49	1	1	91
	北　区	12	53	68	1	0	134
年齢別	18～34	1	44	89	2	1	137
	35～49	10	46	115	2	1	174
	50～64	29	68	106	0	0	203
	65～	41	74	52	2	0	169

【　集計分析　】

○　ＩＣカードの利用できる範囲について「今のＴｏ熊カードが使える範囲」の11.9%に対し、87.0%がＩＣカードの利用範囲をTo熊カードの利用範囲より広げることを望んでいることがうかがえる。

○　年齢別では、65歳以上が若年層より「東京や大阪など全国主要都市の交通機関」の割合が低く、「今のＴｏ熊カード」の割合が高く、若者は広域な範囲での利用を望んでいることがうかがえる。

【　全体合計の割合　】

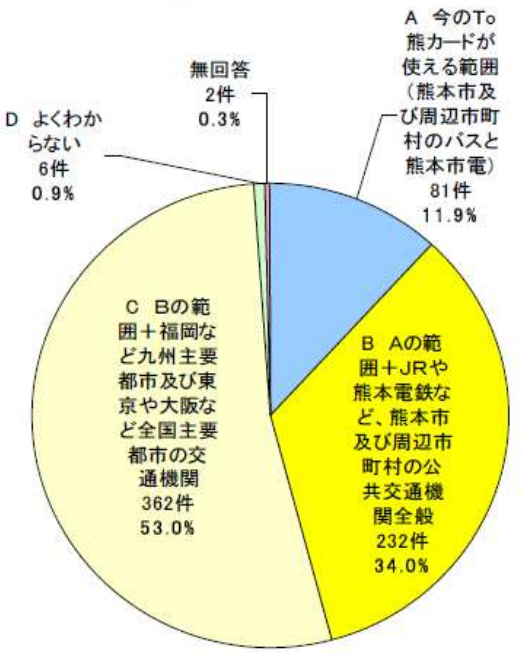

N=683

問19　問17でA「導入して欲しい」と回答された方にお尋ねします。
既に県外の観光客やビジネスマンの方が利用しているＩＣカード（スゴカやスイカなど）を、熊本県内でも利用できるようにすべきだと思いますか。

		A 利用できるようにするべき	B 利用できなくてもよい	C どちらでもよい	無回答	合計件数
全体合計		601	22	52	8	683
区別	中央区	163	4	13	1	181
	東　区	153	8	18	4	183
	西　区	80	5	7	2	94
	南　区	85	1	5	0	91
	北　区	120	4	9	1	134
年齢別	18～34	123	3	10	1	137
	35～49	158	3	10	3	174
	50～64	181	6	15	1	203
	65～	139	10	17	3	169

【　集計分析　】

○　ＩＣカード（スイカ、スゴカなど）の県内利用について「利用できるようにするべき」が88.0%で、熊本県内の公共交通機関でスイカやスゴカなどが使える環境の整備を望んでいることがうかがえる。

【　全体合計の割合　】

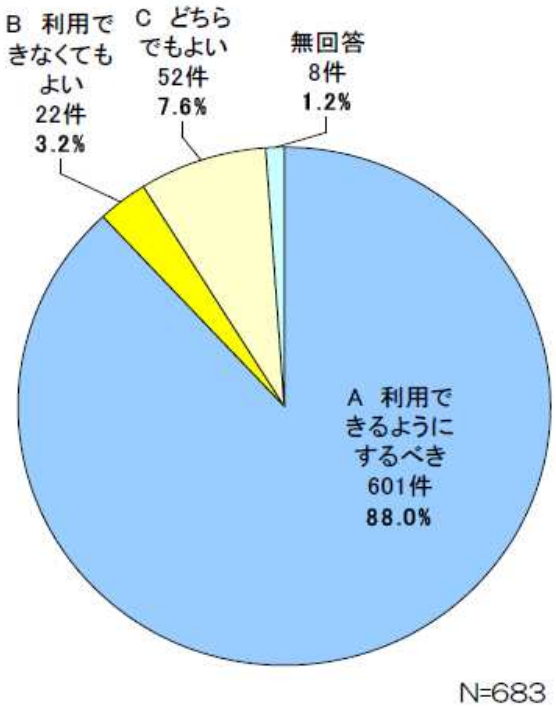

問20　問17でA「導入して欲しい」と回答された方にお尋ねします。
現在のＩＣカード（スゴカやスイカなど）などには、電子マネー機能もありコンビニ等でも使えるようになっていますが、商業施設での利用についてどう思われますか。

		A コンビニなど、小銭代わりに利用できるようにしたほうがよい	B クレジット機能などもつけて、広く商業施設に使えるようにして欲しい	C 商業施設での利用はしなくてもよい	D よくわからない	無回答	合計件数
全体合計		435	86	133	23	14	691
区別	中央区	110	28	42	3	1	184
	東　区	101	26	36	12	8	183
	西　区	64	11	18	1	1	95
	南　区	66	9	12	4	2	93
	北　区	94	12	25	3	2	136
年齢別	18～34	103	20	12	2	2	139
	35～49	118	23	25	7	5	178
	50～64	134	16	48	4	2	204
	65～	80	27	48	10	5	170

（　複数回答含む　）

【　集計分析　】

○　ＩＣカードの機能について「コンビニなど、小銭代わりに利用できるようにしたほうがいい」が63.0%と最も多く、次いで「商業施設での利用はしなくてもよい」の19.3%であった。

○　ＩＣカードを導入した場合、クレジット機能より、小銭代わりに利用できる電子マネー機能の需要が多いことがうかがえる。

【　全体合計の割合　】

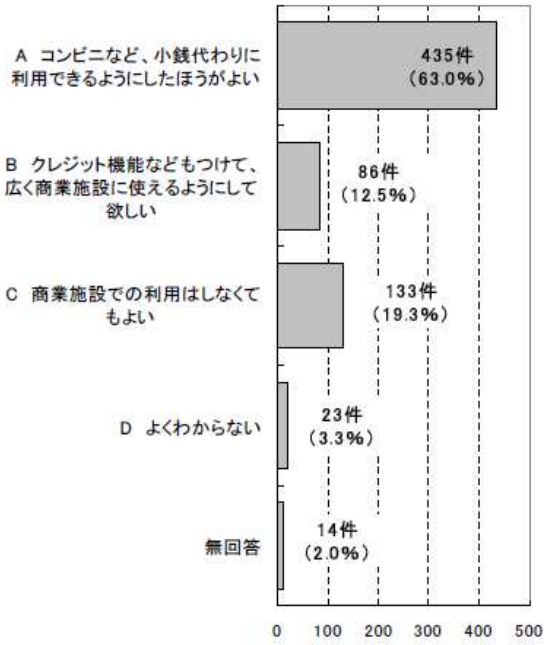

N=691

参考資料4

相互利用型ICカードと地域型ICカードの概算コスト比較（※市電を含む全体コスト比較）

Ⅰ　相互利用型ICカード導入コスト

1．初期費用（イニシャルコスト）　単位：百万円

費用概要	費用額
車載機器、営業所・窓口端末、その他機器、システム開発・NW構築・その他一式	**1,272**

・初期費用及び経常費用のシステム利用料・保守費は参考資料「平成24年8月ICカードワーキング委員会報告書」より引用

2．経常費用（ランニングコスト）　単位：百万円

費用概要	費用額									
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1　システム利用料・保守費	48	56	56	56	56	56	56	56	56	53
2　SF決済手数料　※1	62	62	62	62	62	62	62	62	62	62
各年合計	110	118	118	118	118	118	118	118	118	115
累計額	110	228	346	464	582	700	818	936	1,054	**1,169**

Ⅱ　地域型ICカード導入コスト

1．初期費用（イニシャルコスト）　単位：百万円

費用概要	費用額
車載機器、営業所・窓口端末、その他機器、システム開発・NW構築・その他一式	**1,163**

2．経常費用（ランニングコスト）　単位：百万円

費用概要	費用額									
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
1　システム利用料・保守費	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
2　SF決済手数料　※2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各年合計	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
累計額	29	58	87	116	145	174	203	232	261	**290**

※1　SF決済手数料 【資料1「熊本県内の公共交通利用実態（平成24年度実績）」の利用額を使用】
①年間ICカード利用額＝＜TO熊カード利用額「2,667百万」の100%＞＋＜現金利用額「2,886百万」の50%＞＝2,667百万+1,443百万＝4,110百万
②相互利用型のSF決済手数料は1.5%

※2　SF決済手数料
①地域型ICカードのSF決済手数料はシステムリース料と合わせて支払うこととなる。

参考資料5

H25.7.24熊日朝刊

ＩＣ乗車券 相互利用へ

市電とバス・電車 熊本市と５社合意

熊本市と県内民間交通事業者5社は、市電や民間バス・電車に導入を検討しているＩＣカード乗車券について、それぞれのカードが相互利用できる環境を整えることで合意した。9月に「熊本ＩＣカード導入連絡協議会（仮称）」を設置し、技術的な対応や利便性向上について検討する。

【23面に関連記事】

23日開かれた市公共交通協議会（坂本正会長）で報告した。ＩＣ乗車券をめぐっては、市は市電への全国相互利用型の導入を決定。民間5社は、5社のバスなどでのみ使える地域限定型の導入を予定している。

どちらのカードでも市電、バス・電車とも乗車できるようにするには、民間のバスなどに全国相互利用カードでも使える「片利用」環境、市電に地域カードに対応する機能を構築する必要がある。市の試算によると、合わせて5億～7億円程度かかる見込み。

当初、民間側は経営難を理由に、片利用機能の経費を市に全額負担するよう要望。市は「民間の事業として行った上で、財政的支援をしたい」として難色を示していた。協議会では、民間側も一定の費用を負担することを明らかにし、負担割合については「今後協議する」（市、民間事業者）とした。

市は今月末までに、全国相互利用型の基幹システムを選ぶため、業者選定の公募を開始し、8月中にも決定。民間側も業者と正式契約した上で、新設する連絡協議会で具体的な課題を詰める。連絡協議会には、市公共交通協議会の正副会長も参加。連絡協議会は非公開だが、協議内容は同交通協議会で報告する。

（平井智子）

熊本市電とバスのＩＣ乗車券

1000円利用　ＴＯ熊カード100円▶新カード10円

還元プレミアム減額も

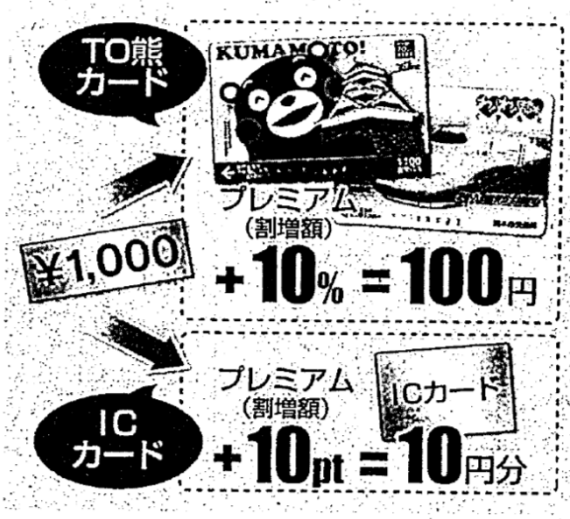

熊本市と民間交通事業者5社は、市電とバスで異なるＩＣカード乗車券の相互利用で合意し、2015年4月の運用開始へ動きだした。両者の計画によると、どちらのＩＣ乗車券も運賃の1％程度を利用者にポイントで還元する見通し。現行の磁気式プリペイドカード「ＴＯ熊カード」には10％のプレミアム（割増額）があるため、23日の熊本市公共交通協議会では「実質値上げになる」と懸念の声が上がった。

【1面参照】

ＴＯ熊カードは、千円を運賃や買い物などに利用できる電子マネー1円券が1100円分（通学用は1300円分）の運賃支払いに使える。一方、ＩＣ乗車券は1ポイントに換算。千円分の運賃を支払った場合、電子マネーは10円になり、プレミアムはＴＯ熊カードに比べ10分の1に減る。

市公共交通協「実質値上げ」懸念の声

計画では、各事業者はＩＣ乗車券を導入後、ＴＯ熊カードを半年～1年で廃止する。同カードの2012年度利用実績は26億6700万円で、廃止に伴いプレミアムの減額分として年間2億円以上が捻出できるとみられる。民間事業者が導入する地域限定型ＩＣ乗車券の初期費用は11億6千万円、年間運営費は2900万円で、捻出費用の一部を充てる。

協議会では、委員から「割引率が下がれば、利用者が減るのではないか」「利用者に還元するためには、乗り換えや乗り継ぎに事業者間で通し運賃を導入するなど、代替サービスが必要」などの意見が出た。

民間事業者は「どの会社のバスにも乗れるように、定期よりＴＯ熊カードを使っている利用者も多い。ＩＣ乗車券には、よりお得な共通定期があり、利便性が高まる」と説明している。

（田川里美）

H25.8.2熊日朝刊

熊本市電 ICカード事業者募集

「相互利用型」来月に候補決定

熊本市交通局は、市電に導入する交通系ICカードの基幹システムを運用する事業者の募集を始めた。参加表明の締め切りは13日。その後、企画提案を受け付け、9月13日に契約候補者を決定する予定。

市電は全国の主要他社でも使える「相互利用型」の採用を決めており、本年度中に運用を開始、2014年度末までに、定期券などすべての機能の運用開始を目指している。

事業者は公募型プロポーザル（提案）方式で選定。JR東日本の「Suica(スイカ)」など、全国共通で利用できるICカード（10種類）の発行事業者であることを参加資格としている。

今回の契約事業は13年度だが、14年度以降の事業提案やランニングコストも評価の対象。事業費の目安は約1億3300万円で、定期券システムの稼働経費などは含まれていない。

県内の民間交通事業者5社が導入予定の「地域限定型カード」を、市電で利用できるようにするための経費も参考とする事業費に入っておらず、費用などは別途示すよう求めている。

市と民間5社は9月中にも「熊本ICカード導入連絡協議会（仮称）」を開催。選定された事業者も加わり、技術的な協議を進める方針。（平井智子）

H25.8.14熊日朝刊

参加表明 1社のみ

熊本市電IC乗車券運用事業者

市交通局、募集期限を延長

熊本市交通局は13日、市電に導入するIC乗車券のシステム運用事業者として、県外の1社が募集期限の同日までに参加表明したことを明らかにした。

参加が1社だった場合、募集期限を延長することにしており、同局は14日に再公告。提出期限を1週間から10日程度延ばし、引き続き事業者を募る。その後は当初予定通りに事業者から企画提案を受け付け、9月13日に契約候補者を決める。

事業者は公募型プロポーザル（提案）方式で選定。JR東日本の「Suica(スイカ)」など全国共通で利用できるIC乗車券（10種類）の発行事業者であることが条件。

市電は全国の主要他社でも使える「相互利用型」の採用を決めており、2014年度末までに定期券などすべての機能の運用開始を目指している。県内の民間交通事業者5社は「地域限定型」の導入を予定。市電と相互に利用できる環境を整えることで双方が合意している。（内田裕之）